

## 荒川区契約審査委員会設置要綱

平成17年3月29日制定  
(16荒総経第628号)  
(助役決定)  
平成17年4月19日一部改正  
平成18年1月11日一部改正  
平成18年4月12日一部改正  
平成19年4月18日一部改正  
平成20年4月14日一部改正  
平成21年4月1日一部改正  
平成24年3月29日一部改正  
平成27年4月1日一部改正  
令和5年5月11日一部改正  
令和6年2月14日一部改正  
令和7年1月1日一部改正  
令和7年12月25日一部改正  
令和8年3月26日一部改正

### (目的)

第1条 この要綱は、荒川区契約事務規則(昭和39年規則第8号。以下「規則」という。)第6条の2の規定に基づき、規則に規定するもののほか、荒川区契約審査委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 競争入札の参加資格に関すること。
- (2) 競争入札の参加停止に関すること。
- (3) 総務部経理課において締結する予定価格が3500万円以上の契約に係る競争入札の参加資格公示の内容に関すること。
- (4) 総務部経理課において締結する予定価格が3500万円以上の契約に係る競争入札の参加者に関すること。
- (5) 総務部経理課において締結する予定価格が3500万円以上の契約に係る見積競争の参加者に関すること。
- (6) 総務部経理課において締結する相手方を指定した随意契約の指定業者に関すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により随意契約の締結が認められているシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合
  - イ 特殊な技能や特許などを必要とし、他に業務等の履行が可能な者がないと認められる場合
  - ウ 特定業者を相手方とすることが区にとって明らかに最も有利と認められる場合
  - エ 提案評価方式により選定した事業者との2年次以降の契約を締結する場合
- (7) 第3号から前号までの規定にかかわらず、前号アからエを除く新規事業に係る契約及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する財産の取得に係る契約(2000万円以上の動産の買入れ)については、総務部経理課において締結する全ての契約に係る競争入札の参加資格公示の内容、競争入札の参加

者、見積競争の参加者及び相手方を指定した随意契約の指定業者に関すること並びに荒川区契約審査委員会審査部会設置要領（平成18年4月12日制定18荒管経第46号）第6条の規定により審査部会長から審議の依頼があった案件の審議に関すること。

- (8) 総務部経理課において締結する契約のうち、予定価格が3500万円以上の契約に係る物品指定の適否に関すること。ただし、新規事業に係る契約にあつては、総務部経理課において締結する全ての契約に係る物品指定の適否に関すること。
- (9) 契約に係る事務手続きの適正化に関すること。
- (10) 工事請負契約、物件調達契約及びその他の契約に関し、厳正かつ公平に優良業者を選定するための基準に関すること。
- (11) 契約に係る苦情処理及び談合情報への対応に関すること。

#### (組織等)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副区長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、政策企画部長、総務部長、環境清掃部長、防災都市づくり部長、会計管理部長及び財政課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員会は、事務局を総務部経理課に置く。

#### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じてこれを招集し、会務を統括する。

- 2 委員会は、委員長を含めた委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が出張、休暇その他の理由で不在の場合又は委員長に事故のあるときは、総務部長がその職務を代理する。
- 5 付議案件の説明者は、原則として、当該案件の主管課長とする。ただし、当該案件の主管部長が必要と認めるときは、主管部長その他の職員が説明者として会議に出席することができる。
- 6 委員長は、審議に際して、意見等を聴取する必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

#### (委員会への付議依頼)

第5条 主管部課から委員会への付議依頼は、事務局に対し、契約締結請求書に資料を添付して行うものとする。ただし、特段の事情により、契約締結請求前に委員会の審議を経る必要がある場合については、付議依頼を行う際、契約締結請求書の提出は省略できるものとする。

#### (審査部会)

第6条 審査会のもとに、総務部経理課において締結する契約のうち、第2条第3号から第8号までに定める審査会の所掌事項以外の契約に関する審議を行うため審査部会を設置する。

- 2 前項に定めるもののほか、審査部会に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 荒川区指名業者等選定委員会要綱（平成16年6月16日16荒総経発第140号-2）は廃止する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。